


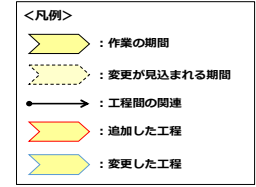
労働環境改善スケジュール

| 分野 | 項目 | 作業内容 | これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|--------|------------|---|--|---|--|---|---|---|--|----|-----|-----|-----|------|--|
| | | | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | |
| 労働環境改善 | 防護装備 | 1 防護装備の適正化検討 ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>※改良型全面マスク用アノラック</p>  <p>①アノラックの吸気フィルタ部を全ての全面マスクに適用できる形状に改良(拡大写真)</p> <p>②素材の改良箇所</p> <p>「全面マスク用アノラック」からの主な改良点 ①アノラックの吸気フィルタ部を1F構内で使用する全ての全面マスクに適用できる形状に改良 ②アノラック面体部に曇りが発生しにくい素材に改良</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスクを着用せずに作業する運用の定着、推進 全面マスク用アノラックの導入 | <p>全面マスク用アノラックの導入 仕様確定・発注手続き</p> | <p>製作期間</p> | <p>※改良型全面マスク用アノラックの使用</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスクを着用せずに作業する運用の定着、推進 全面マスク用アノラックの導入 | <p>全面マスク用アノラックの使用</p> | <p>DS2マスクを着用せずに作業する運用の定着、推進</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | ヒューマンエラー防止 | 2 ヒューマンエラー発生防止 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>四半期毎に実施している不適合やヒューマンエラーの分析結果を踏まえ、安全衛生推進協議会にて四半期に一回程度、協力企業に対しヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等を啓発予定</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 | <p>協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 | <p>協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 人身安全 | 3 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>(継続実施)</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) | <p>情報共有、安全施策の検討・評価</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) | <p>熱中症予防対策の実施(4~10月)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 健康管理 | 4 長期健康管理の実施 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>(継続実施)</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2022年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備 | <p>健康相談受付</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2022年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備 | <p>【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き、2022年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 健康管理 | 5 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>新規追加 (1月まで継続実施)</p> <p>1F救急医療室の2~4月の勤務医師調整</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の2022年10月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-30支援医師) 1F救急医療室の8~10月の勤務医師調整 | <p>1F救急医療室の8~10月の勤務医師調整</p> | <p>1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整</p> | <p>1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整</p> | <p>1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整</p> | <p>1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整</p> | <p>1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の11~1月の勤務医師調整 1F救急医療室の2~4月の勤務医師調整 | <p>1F救急医療室10月までの医師確保完了</p> | <p>新規追加</p> | <p>新規追加</p> | <p>新規追加</p> | <p>新規追加</p> | <p>新規追加</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 健康管理 | 6 感染症対策の実施 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>(継続実施)</p> <p>2022年7月27日現在、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、前回公表(6月29日現在)から77名(社員9名、協力企業作業員68名)増加し、407名(社員65名、協力企業作業員339名、取引先企業従業員2名、派遣社員1名)</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の実施 | <p>新型コロナウイルス感染症対策の実施</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の実施 | <p>新型コロナウイルス感染症対策の実施</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 要員管理 | 7 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握 | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>作業員の確保状況集約</p> <p>作業員の確保状況集約</p> <p>作業員の確保状況集約</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | <p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 | <p>作業員の確保状況(6月実績/8月予定)と地元雇用率(6月実績)についての調査・集計</p> | <p>作業員の確保状況(7月実績/9月予定)と地元雇用率(7月実績)についての調査・集計</p> | <p>作業員の確保状況(8月実績/10月予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計</p> | <p>作業員の確保状況(9月実績/11月予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計</p> | <p>作業員の確保状況(10月実績/12月予定)と地元雇用率(10月実績)についての調査・集計</p> | <p>作業員の確保状況(11月実績/1月予定)と地元雇用率(11月実績)についての調査・集計</p> | | | | | | |
| 労働環境改善 | 労働環境改善 | 8 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | <p>(継続実施)</p> <p>新規追加</p> <p>配付(8月下旬)</p> <p>回収(9月下旬)</p> <p>公表(12月下旬)</p> <p>作業員へのアンケート(第13回)</p> |
| | | | <p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 | <p>労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | <p>(継続実施)</p> | | | | | | |
| | | | <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 作業員へのアンケートによる実態把握 | <p>労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック</p> | <p>新規追加</p> | <p>配付(8月下旬)</p> | <p>回収(9月下旬)</p> | <p>公表(12月下旬)</p> | <p>作業員へのアンケート(第13回)</p> | | | | | | |

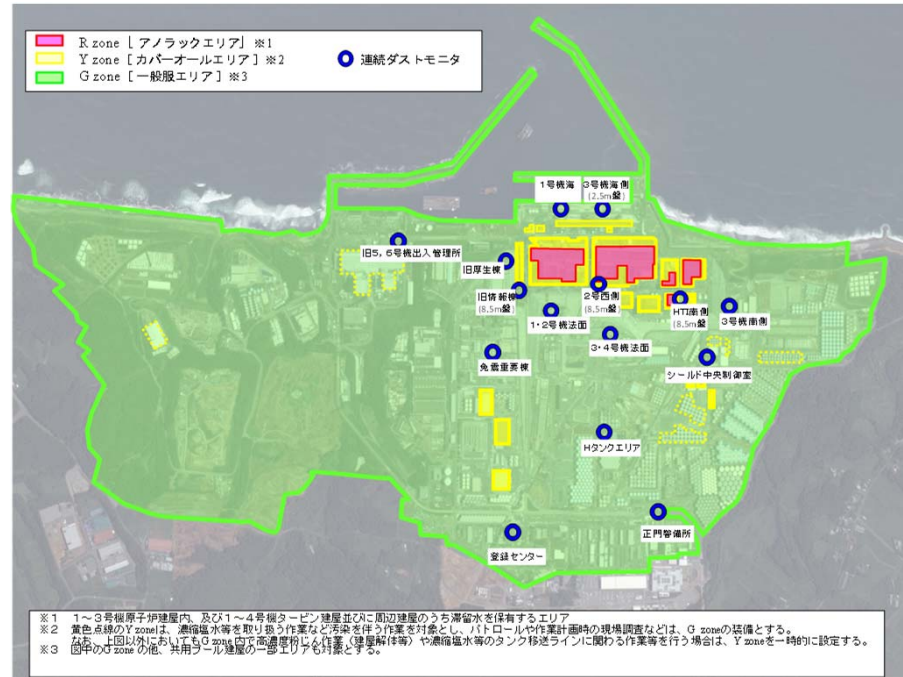
| 活 り | 作業内容 | これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定 | | 6月 | 7月 | | | | | 8月 | | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月以降 | 備 考 |
|--------|------|---------------------|---|----|----|----|----|---|---|----|---|---|----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 26 | 3 | 10 | 17 | 24 | 31 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | |

鹿戸中長期実行プラン2022

| 年度 | 2021(実績) | 2022 | 2023 | 2024 | 2027 | 2033(年) | |
|-----|----------|------|------|------|------|---------|--|
| その他 | その他 | | | | | | |



注：今後の検討に応じて、記載内容には変更があり得る



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち冷却水を保有するエリア
 ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの設備とする。
 ※3 図中のG zone の他、共用ホール建屋の一部エリアも対象とする。

管理対象区域の運用区分 レイアウト

提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe

労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力のお願い

2022年8月

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので（WEB 回答時も同様です）、ご協力くださいますようお願いいたします。

<ご回答方法について>

- ① ご回答は選択肢の中から回答を選ぶ場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② 選ぶ回答の数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

<ご回答要領>

本アンケートへのご回答には、以下の2種類の方法がございます。**いずれか1つ**の方法でご回答ください。

方法①：アンケート回答用ウェブページにてご回答いただき、当頁最下段の回答方法にチェックの上、**本アンケート用紙全体**を元請企業よりご返送いただく（元請企業（雇用企業）から指定された日時までにご回答ください）

・下記 URL か QR コードより、案内に沿ってご回答下さい。

URL <https://en.surece.co.jp/kankyoun13/start.php?pid=XXXXXX>

※右記の QR コードからもご回答いただけます。→



QR コード

方法②：本アンケート用紙にご記入いただき、元請企業よりご返送いただく（元請企業（雇用企業）から指定された日時までにご回答ください）

<ご提出方法>

- ・方法①、方法②どちらの場合であっても、**本アンケート用紙全体**を同封の提出用封筒に入れ、元請企業（雇用企業）の指示に従ってご提出ください。

<アンケートに関する相談窓口について>

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話 : 0000-0000-0000（無料）

窓口設置期間 : 8月22日（月）～9月6日（火）

受付時間 : 平日 9時～17時（13～14時を除く）

下記のどちらの方法で回答しましたか。（あてはまるもの1つに✓）

- WEB で回答した
- 紙で回答した

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、福島第一で作業した年数について教えてください。

| 年 齢 | 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上 | | |
|---|---|--|--|
| 現在行っている作業 の元請企業の業種 (英字 A~D)と企業名 (数字 1~54) (業種と企業名の両方 に○をつけてくださ い) | A. プラントメーカー | | |
| | 1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝エネルギーシステムズ 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業 | | |
| | B. 建設会社 | | |
| | 5. 安藤・間 6. 鹿島建設 7. 熊谷組 8. 五洋建設 9. 倉伸 10. 大成建設 11. 竹中工務店 12. 東亜建設工業 13. 中里工務店 14. 前田建設工業 15. 三井住友建設 16. 片岡建設 17. 福浜大一建設株式会社 | | |
| | C. 東京電力グループ会社 | | |
| | 18. 東京パワーテクノロジー(TPT) 19. 関電工 20. 東京エネシス(Q'd) 21. 東電物流 22. 東京レコードマネジメント 23. 東双不動産管理 24. 日本原子力防護システム 25. 東電設計 26. 日立システムズパワーサービス | | |
| | D. その他 | | |
| | 27. アトックス 28. 宇徳 29. エイブル 30. 応用地質 31. 岡野バルブ製造 32. オルガノ 33. 神戸製鋼所 34. 芝工業 35. 新日本空調 36. 太平電業 37. 東京防災設備 38. 阪和 39. ALSOK 福島 40. 関電プラント 41. マグナ通信工業 42. 荏原工業洗淨 43. ウインズトラベル 44. 報徳バス 45. 浜通り交通 46. 日本フィールドエンジニアリング 47. 日本碍子 48. ウツエバルブサービス 49. 富士電機 50. ネクセライズ 51. 古河電気工業 52. 建装工業 53. 三菱原子燃料工業 54. 相双生コンクリート協同組合 | | |
| 東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）以降、 福島第一で作業した 年数 | 1. 1 年未満 2. 1 年～2 年未満 3. 2 年～3 年未満 4. 3 年～4 年未満 5. 4 年～5 年未満 6. 5 年～6 年未満 7. 6 年～7 年未満 8. 7 年～8 年未満 9. 8 年～9 年未満 10. 9 年～10 年未満 11. 10 年～11 年未満 12. 11 年以上 | | |

現在、働かれている会社の本社の所在地はどちらの市町村ですか。

(あてはまるもの1つに ○)

| | |
|-----|---|
| 地 域 | 1.福島県外 |
| | 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 |
| | 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 |
| | 12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町 |
| | 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村 |

住民票住所はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

| | |
|-----|---|
| 地 域 | 1.福島県外 |
| | 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 |
| | 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 |
| | 12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町 |
| | 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村 |

実際にお住まいのご住所※はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

| | |
|-----|---|
| 地 域 | 1.福島県外 |
| | 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 |
| | 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 |
| | 12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町 |
| | 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村 |

※福島第一原子力発電所まで通勤しているご自宅、寄宿舍などの住所

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

(あてはまるもの1つに ○)

1. カバーオール+アノラック+全面マスク (Rゾーン装備) 下図 ①
2. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備) . . . 下図 ②
3. 一般作業服+DS2 マスク (Gゾーン装備) 下図 ③
4. 一般作業服 (上記の1. ~ 3. 以外)

各ゾーンの装備

| <p>① Rゾーン・Raゾーン・ Yβゾーン (アノラックエリア)</p> | <p>② Yゾーン (カバーオールエリア)</p> | <p>③ Gゾーン (一般エリア)</p> |
|---|--|--|
| <p>全面マスク</p>    <p>カバーオールの上にアノラック</p> | <p>全面マスク又は半面マスク</p>    <p>カバーオール</p> | <p>使い捨て式防じんマスク</p>    <p>一般作業服</p> |

設問 1

福島第一原子力発電所共用部の不安全箇所について

問 1. 福島第一原子力発電所構内・構外において、みなさんが共通して使用する場所（例：共用道路、共用駐車場、入退域管理施設など）は安全と感じますか。

1. 安全と感じる

→ 設問 2 へ

2. まあ安全と感じる

→ 設問 2 へ

3. あまり安全でないと感じる

4. 安全でないと感じる

5. わからない

→ 設問 2 へ

→ 問 1-1. 安全でないと感じる理由は何ですか。（あてはまるもの 1 つに ○）

1. 現場までの照明が暗い

2. 一斉放送が聞きづらい

3. 歩道と車道の境界が不明確な場所がある

4. 道路の整備状況が悪い

5. 標識が整備されていない場所がある

6. Gゾーン、Yゾーン、Rゾーンの境界が不明確な場所がある

7. その他

→ 問 1-1 で安全でないと感じる方で、具体的内容（場所等）を教えてください。以下の欄に書いてください。

ご意見

（例：ふれあい交差点の山側の南北の横断歩道中央に約 10cm の段差がある）

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容と安全でないと感じる具体的内容（場所等）を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 2

きゅうきゅういりようしつ

救急医療室（ER）の利用しやすさについて

問 2. 救急医療室（ER）においては、軽い体調不良、切りキズなどでも早めに診察、処置してもらいたいと考えています。この程度なら大丈夫と自分で判断せず、救急医療室（ER）を利用していただけますか。（あてはまるもの1つに ○）

- | | | | |
|------------------|----------|---------------|----------|
| 1. 利用しようと思う | → 設問 3 へ | 2. まあ利用しようと思う | → 設問 3 へ |
| 3. あまり利用しようと思わない | | 4. 利用しようと思わない | |

→ 問 2-1. 「3. あまり利用しようと思わない」「4. 利用しようと思わない」と感じる理由は何ですか。（あてはまるものすべてに ○）

- | | |
|--|----------------|
| 1. 救急医療室(ER)に迷惑がかかる | 2. 東京電力に迷惑がかかる |
| 3. 救急医療室(ER)の環境や雰囲気が良くない | 4. 自分の不利益になる |
| 5. 救急医療室(ER)に行く基準やルールがわからない | |
| 6. 救急医療室(ER)の受診に時間がかかる（通常の医療機関で受診した方が早い） | |
| 7. かかりつけの医療機関がある | |
| 8. その他 | |

→ 問 2-1 で 「1.～5.」 とお答えになった方で、ご意見のある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

| ご意見 |
|-----|
| |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いて下さい。

| ご意見 |
|-----|
| |

設問 3

AED(自動体外式除細動器)の設置場所と使い方について

問 3. 福島第一原子力発電所の構内・構外には、万が一の救急時の備えとして、多くの施設に AED(自動体外式除細動器) と呼ばれる装置が置いてありますが、自分の作業場所から一番近い AED の場所を知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

▶ 問 3-1. 実際に AED(自動体外式除細動器) を使用しなければならない状況になった場合、あなたは使用することができますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 使用できる

2. 自信はないが何とか使用できる

3. 自信がないので他の人に任せる

AED(自動体外式除細動器) の設置場所や使い方について、ご意見がある方は詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 4

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

問 4. 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」を実践することが求められていますが、あなたが主にお使いの休憩所について、人との間隔かんかく※は保たれていますか。

※人との間隔かんかくは、できるだけ2m（最低1m）空ける。（「新しい生活様式」引用）

（あてはまるもの1つに ○ ）

1. 保たれている



設問 5 へ

2. まあ保たれている



設問 5 へ

3. あまり保たれていない

4. 保たれていない

5. 休憩所は使っていない



設問 5 へ

問 4-1. 人との間隔かんかくが保たれていないとお答えの休憩所はどちらですか。

（あてはまるものすべてに ○ ）

1. 大型休憩所

2. 厚生棟

3. 5・6号サービス建屋

4. 免震棟 * 1

5. 事務本館

6. 旧登録センター

7. 協力企業棟

8. 1～7.以外の構内休憩所

9. 構外休憩所

* 1：免震棟前1～4工区プレハブ休憩所を含みます。なお、1～4号機出入管理所内の2階の休憩所は「5. 事務本館」を選択してください。

福島第一原子力発電所での新型コロナウイルス感染拡大防止対策全般について、ご要望、お困り事がある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問5 働くことへの不安について

問5. あなた及びご家族の方は、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。(あてはまるもの1つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

→ 設問6へ

→ 問5-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 被ばくによる健康への^{えいきょう}影響
2. 安定的な収入が保証されない
3. 直近(数か月～1年程度先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 中長期(2年以降先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
5. 現場での事故、ケガ、熱中症
6. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
7. 震災時のような事故があるのではないかと

8. その他

→ 「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見


設問 6

放射線に対する不安について

問 6. 作業をするうえで放射線に対する不安はありますか。

(あてはまるもの 1 つに ○)

1. ない  設問 7 へ

2. ほとんどない  設問 7 へ

3. 多少ある

4. ある

→ 問 6-1. 放射線や汚染に対してどのような不安がありますか。

(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 過剰被ばく

2. 身体汚染

3. 顔面汚染

4. その他

5. 特にない

→ 「1.～4.」とお答えになった方は、具体的な理由を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 7. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。
(あてはまるもの 1 つに ○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 感じている | 2. まあ感じている |
| 3. あまり感じていない | 4. 感じていない |

→ 問 7-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- 他の仕事と賃金^{こうげん}があまり変わらない
- 廃炉事業^{こうげん}の中での自分の仕事の貢献度がわからない
- 仕事に重要性を感じない
- 自分の技術・技能^いを活かせない
- その他

→ 「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

→ 問 7-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 昔から福島第一で働いている(愛着) | 2. 福島 ^{ふくしま} の復興のため(使命感) |
| 3. 福島第一の廃炉のため | 4. 他より賃金 ^{こうげん} がよい |
| 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる | 6. 興味がある |
| 7. 達成感が得られる | 8. 責任ある仕事を任されている |
| 9. 自分の作業が廃炉 ^{こうげん} に貢献できている | 10. 周りの人から感謝される |
| 11. 自分の技術・技能 ^い を活かせる | 12. その他 |

「12. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 8 福島第一原子力発電所での就労希望について

問 8. 今後も福島第一原子力発電所で働いていただけますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

- | | | |
|------------|-------------------|-----------|
| 1. ぜひ働きたい | 2. 働きたい | |
| 3. どちらでもない | 4. どちらかと言えば働きたくない | 5. 働きたくない |

問 8-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 作業内容が自分に向いていない | 2. 作業が体力的・精神的にきつい |
| 3. 今後の仕事・作業が見えない | |
| 4. 作業環境の悪さ、廃炉への ^{こうげんど} 貢献度等のわりには賃金(手当を含む)が安い | |
| 5. 単身赴任期間が長い | 6. 通勤時間が長い |
| 7. 被ばくによる健康への影響が不安 | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 8-2. 「1.ぜひ働きたい」「2.働きたい」と思う理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 作業内容が自分に向いている | 2. 作業が体力的・精神的に楽 |
| 3. 今後やるべき仕事・作業がある | 4. 賃金(手当を含む)が高い |
| 5. 家族の元から通勤できる | 6. 通勤時間が短い |
| 7. 被ばくに不安がない | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 10 労働条件の提示について（現場環境を踏まえた賃金割増について）

問 10. 労働契約締結時に、雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）などの条件が示された書面（労働条件通知書や雇用契約書等）を受け取っていますか。（あてはまるもの 1 つに ○）
 ※次のページに労働条件通知書の例を示しています。

1. 受け取っている

2. 受け取っていない

問 10-3 へ

▶ 問 10-1. 雇用されている会社から、書面（労働条件通知書や雇用契約書等）に記載された条件どおりに賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）は支払われていますか。（あてはまるもの 1 つに ○）

1. 支払われている

2. 支払われていない

▶ 問 10-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

| | |
|-------|--|
| 雇用企業名 | |
|-------|--|

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

| |
|-----|
| ご意見 |
| |

問 10-3. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

| | |
|-------|--|
| 雇用企業名 | |
|-------|--|

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

| |
|-----|
| ご意見 |
| |

本設問の詳細については別冊パンフレットにも記載しておりますのでお手持ちの資料としてご活用下さい

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

| | | |
|--|---|---|
| | | 年 月 日 |
| 殿 | | 事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 〔建設業許可番号 〕 使用者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名 |
| あなたを次の条件で雇い入れます。 | | |
| 契約期間 | 期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 (契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力) (会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況) (その他 ()) | |
| 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限10年)) II 定年後引き続き雇用されている期間 | | |
| 就業の場所 | | |
| 従事すべき業務の内容 | 【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：) | |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | 1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無) | |
| 休日 | ・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定休日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 | |
| 休暇 | 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 | |

(次頁に続く)

設問 11 APD の不正使用について

問 11. **2021 年 9 月～現在**の期間で、作業中に個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見かけたり、正しくない使い方を指示されたりしたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。(ただし、元請企業や雇用企業が実施する朝礼・研修における悪い事例の説明、注意喚起等は除きます)

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

【(指示されたことがある場合) 誰からどのような指示をされましたか】

問 11-1. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしていた「雇用企業名」を教えてください。

| | |
|-------|--|
| 雇用企業名 | |
|-------|--|

設問 12 福島第一原子力発電所構内での作業時間について

問 12. 福島第一原子力発電所構内での個人線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

※変形労働時間制の場合は 10 時間超の勤務が認められる場合があります。

▶ 問 12-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は 10 時間以内ですか。

ただし、変形労働時間制の方は「3.」のみに ○ をしてください。

1. 10 時間以内

→ 設問 13 へ

2. 10 時間を超えている

3. 変形労働時間制である

→ 設問 13 へ

▶ 問 12-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

| | |
|-------|--|
| 雇用企業名 | |
|-------|--|

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

| ご意見 |
|-----|
| |

< 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 13 東電社員の態度について

問 13. 東電社員の態度についてお尋ねします。(あてはまるもの1つに ○)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 良い | 2. まあ良い |
| 3. ふつう | |
| 4. あまり良くない | 5. 良くない |

問 13-1. 「4.あまり良くない」「5.良くない」と感じる理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. あいさつ | 2. 高圧的な態度 |
| 3. 現場にほとんどこない | 4. 無理なスケジュールを要求する |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じない |
| 7. その他 | |

「1～7.」とお答えになった方で、ご意見のある方は以下の欄に書いてください。
皆さまのご意見をもとに対策につなげていきたいと考えておりますので、記載例を参考により具体的にご意見をお聞かせ下さい。

- ・○月頃、○○の現場で朝、20代前半ぐらいの社員とすれ違った際に、こちらはあいさつをしたが、返事がなかった。

ご意見

| |
|--|
| |
|--|

問 13-2. 「1. 良い」「2. まあ良い」と感じる理由は何ですか。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. あいさつ | 2. 丁寧な対応 |
| 3. 現場によく来る | 4. 安全を最優先にしている |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じる |
| 7. その他 | |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

| |
|--|
| |
|--|

設問 14 あなた自身についてお聞かせください

問 14. あなたは処理水及び廃炉関連等の情報について、どこから入手していますか。

(あてはまるものすべてに ○)

- | | | |
|---------------|-----------------|------------|
| 1. テレビ (ニュース) | 2. 新聞 | 3. インターネット |
| 4. 東電からの情報 | 5. 所属する企業等からの情報 | |
| 6. その他 | | |

廃炉等の情報について、このような情報が知りたい等、ご意見のある方は具体的な内容を以下の欄に書いてください。

| ご意見 |
|-----|
| |

「6. その他」とお答えになった方は、入手先を以下の欄に書いてください。

| ご意見 |
|-----|
| |

東京電力は、福島第一原子力発電所で働くみなさまが、お互いを尊重し、心からあいさつし合える環境を目指しています。

問 14- 1. あなたは福島第一原子力発電所において、警備員の方や同僚の方、また、道ですれ違う見知らぬ人に対してもあいさつをするよう心掛けています

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. あいさつしている | 2. あいさつをしていない |
|-------------|---------------|

あいさつに関してご意見のある方は具体的な内容を以下の欄に書いてください。

| ご意見 |
|-----|
| |

自由
意見

日頃感じていることについてご意見をお寄せください。

福島第一原子力発電所での廃炉作業に従事するにあたり、特に施設環境などを中心に日頃感じていること、やってほしいこと、不便・不満を感じていることがありましたら、以下の欄に自由にお書きください。

例えば、次のようなことについてご意見をお寄せください。

例：〇〇周辺にトイレ付きの休憩所もしくは装備交換所が欲しい。

：〇〇の休憩所内に〇〇を設置して欲しい。

ご意見

労働環境の改善に向けたアンケートは以上です。

ご協力いただきありがとうございました。

ご安全に！

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス感染防止対策について

2022年7月28日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 新型コロナウイルス感染防止対策の概要

- 7月以降、発電所において感染者が増加しており、特に家庭内感染が多くなっている状況を踏まえ、**発電所内にウイルスを「持ち込まない」**ことに主眼をおき、従来から実施している対策を改めて周知すると共に、社員は7月21日から、協力企業作業員は7月22日から、以下の追加対策を実施
 - ・福島県外移動者並びに県内居住者で家族が県外から移動してくる等、感染リスクがある者への抗原検査による陰性確認
 - ・週明け入社前に、本人及び家族の体調確認の徹底、3密・大人数・不特定多数の接触有無の上司への報告
 - ・出張・会議・会食については、リスクを考慮し、これまで以上に慎重に判断
- 出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食、出張の厳選などの従来からの基本的な感染防止対策も適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいく
- 2022年7月27日**現在、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累計感染者数は、**前回公表（6月29日現在）から77名（社員9名、協力企業作業員68名）増加し、407名（社員65名、協力企業作業員339名、取引先企業従業員2名、派遣社員1名）**
- 感染者発生に伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/3）

<東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通>

■ 福島県内外への移動（一部対策強化）

- ・ 移動中・移動先での基本的な感染予防対策の徹底、感染防止を意識した3密回避行動の励行
- ・ 県外移動者は、週明け入社前に抗原検査により陰性確認するとともに、本人及び家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無、抗原検査による陰性確認結果を上司へ報告
- ・ 県内居住者は、①本人及び家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無を上司へ報告、②家族が県外から移動してくる等、リスクが考えられる行動がある場合は、週明け入社前に抗原検査により陰性確認実施

■ 出張・会議・会食（会合）（一部対策強化）

- ・ 新しい生活様式を遵守し、「3密」、「大人数」、「不特定多数」を回避
- ・ リスクを考慮し、これまで以上に慎重に判断

■ 入社前検温の実施（継続実施）

- ・ 入社前検温を実施し、体調不良の場合は入社を見合わせ

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

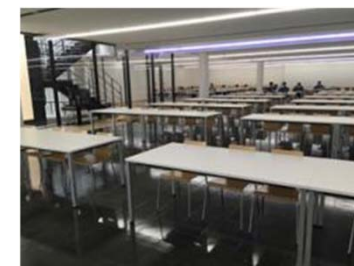
■ 食堂での対面喫食禁止、黙食の徹底、椅子の間引き（継続実施）

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

- ・ 異動者及び福島県外からの新規入所者は、入所前に抗原検査を実施

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種

- ・ 総数約3,700名（社員約950名、協力企業作業員約2,750名）への職域接種については、2021年9月14日の接種をもって2回目を完了
- ・ 3回目の職域接種は、7月27日現在、総数2,743名（社員666名、協力企業作業員2,077名）が実施済



2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（2/3）

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張（継続実施）

- ・ 移動のリスク等を踏まえ厳選（web会議の優先）
- ・ 福島県外へやむを得ず出張する場合の承認者を所属長に変更
- ・ 他立地県（新潟県若しくは青森県）への出張は、移動前に抗原検査を実施

■ 県外からの来訪者（継続実施）

- ・ 社員については、出張者の所属にて事前に抗原検査を実施
- ・ 社外者については、福島県移動前、抗原検査を受検し、陰性確認を推奨

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- ・ 業務上支障のない範囲で、各グループにて、積極的に取り組む
- ・ 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・ 社給PCやiPadによる在宅勤務の推進

■ 感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所へ報告

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

■ 独単身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- ・ 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

2. 新型コロナウイルス対策事項（全体）（3/3）

<協力企業作業員>

■ 日常の健康管理など（継続実施）

- ・ マスクの着用（不織布を推奨）、手洗い等基本的な感染予防対策及び3密回避行動の徹底
- ・ 通勤車両等での移動車中ではマスクを着用し、外気取り込み空調の設定など一般的な感染防止対策の徹底
- ・ 複数人が乗車する移動車中での会話自粛
- ・ 密を避けることを目的に、移動車両の乗車率は50%程度を推奨
- ・ 発電所休憩所において3密回避(時差作業、休憩等)調整を行い、作業者が集中しないよう配慮

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・ 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**
 - **通勤バスの扱い**
 - 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
 - **建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避**
 - 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
 - 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
 - **免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策**
 - 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
 - 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）
 - **運転員の執務環境関係**
 - 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
 - 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施
 - **空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止**
 - 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出たときの対策（東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- 新生活様式に基づいた視察受け入れを2022年3月22日から再開
（直近でのコロナによる視察中止期間は、2022年1月25日～3月21日）

■ 各装備品の取り扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要の高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2022年7月28日

The logo for TEPCO, consisting of the letters "TEPCO" in a bold, red, sans-serif font.

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・今回、2021年度第4四半期分(1～3月の健康診断)の管理状況及び2021年度第3四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第4四半期(1~3月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

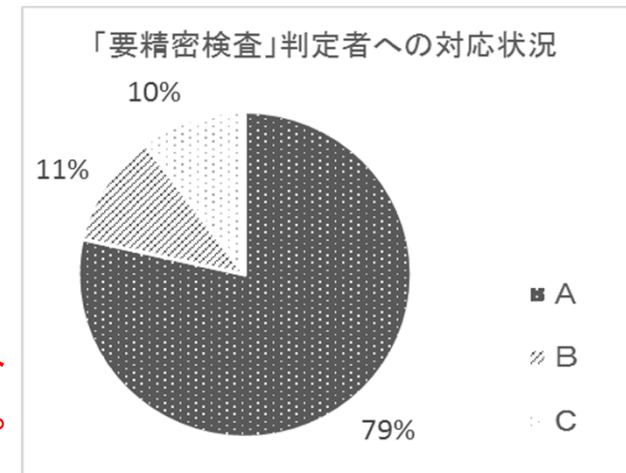
(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 50事業所 (元請事業者数48社)]

- ・期間中の健診受診者数は、合計3,333人で、そのうち、「要精密検査」は全体の5.6%の186人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の22.1%の合計738人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に79%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると90%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の10%は、次の2022年度第1四半期分報告時にその後の状況を確認する。

| 「要精密検査」判定者の人数 186人 | |
|---------------------------------------|------|
| 対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了) | 146人 |
| B(現在、途中段階) | 21人 |
| C(指導後も未受診) | 19人 |



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

3. 2021年度 第3四半期分以前のフォローアップ状況

第3四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 359人

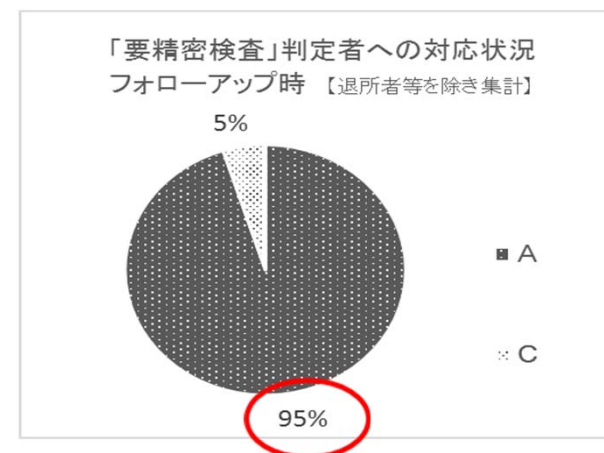
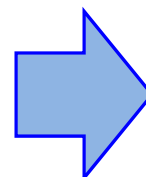
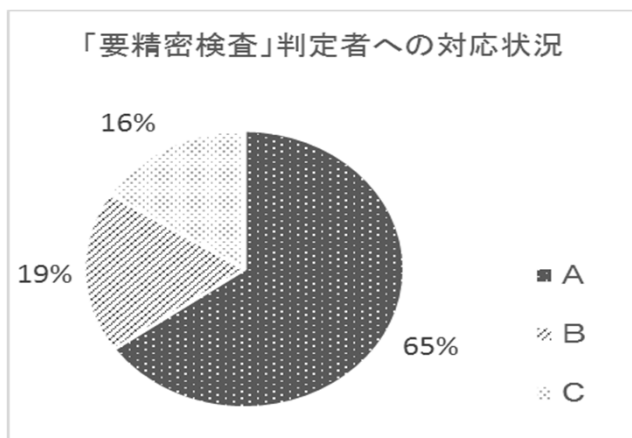
【第3四半期報告当時】2022年3月

| | |
|-----------------------------------|------|
| A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了) | 234人 |
| B (現在、途中段階) | 68人 |
| C (指導後も未受診) | 57人 |

【フォローアップ状況報告時】2022年6月

| | |
|-----------------------------------|------|
| A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了) | 332人 |
| C (指導後も未受診) | 17人 |

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第3四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で95%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り5%(17人)も継続して確認していく。

第2四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。